

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「及び運賃、料金等」を削除する。

第 6 条第 1 項中「協議会」を「交通会議」に改める。

第 7 条に次の 1 項を追加する。

- 8 交通会議は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴しまたは賛否を問い、その結果をもって交通会議の議決に変えることができる。

第 8 条から第 14 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(運賃協議会)

第 8 条 交通会議は、道路運送法第 9 条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金について協議するために運賃協議会を置くことができる。

2 運賃協議会の委員は、道路運送法第 9 条第 4 項に基づき、次に掲げる者とする。

- (1) かすみがうら市
- (2) 当該運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局
- (4) 住民または利用者の代表
- (5) その他会長が必要と認める者

3 運賃協議会の協議をするときは、道路運送法第 9 条第 5 項に基づき、あらかじめ公聴会の開催その他住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 第 7 条の規定は、運賃協議会の運営について準用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 月 日から施行する。

改正の要旨

令和 5 年 10 月 1 日付け道路運送法の改正により、一般乗合旅客自動車運送事業者が運賃等を定めようとする場合には、道路運送法第 9 条第 4 項に掲げる者で構成される協議会等で協議を行う旨や協議の前に公聴会の開催等、必要な措置を講じなければならない旨が追加されたため、当該協議会設置に係る規定を追加するもの

改正前	改正後
(協議事項)	(協議事項)
第3条 (略)	第3条 (略)
(1) (略)	(1) 略
(2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。	(2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様_____に関すること。
(3) ～ (7) (略)	(3) ～ (7) (略)
(監査員)	(監査員)
第6条 監査員は、委員の中から会長が指名し、協議会の会計監査を行う。	第6条 監査員は、委員の中から会長が指名し、交通会議の会計監査を行う。
2・3 (略)	2・3 (略)
(交通会議の運営)	(交通会議の運営)
第7条 (略)	第7条 (略)
1～7 (略)	1～7 (略)
	8 交通会議は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕がない場合においては、 <u>事業の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴しまたは賛否を問い、その結果をもって交通会議の議決に変えることができる。</u>
	(運賃協議会)
(新設)	第8条 交通会議は、道路運送法第9条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金について協議するために運賃協議会を置くことができる。
	2 運賃協議会の委員は、道路運送法第9条第4項に基づき、次に掲げる者とする。
	(1) かすみがうら市
	(2) 当該運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
	(3) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局
	(4) 住民または利用者の代表
	(5) その他会長が必要と認める者
	3 運賃協議会の協議をするときは、道路運送法第9条第5項に基づき、あらかじめ公聴会の開催その他住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

	<u>4 第7条の規定は、運賃協議会の運営について準用する。</u>
(幹事会)	(幹事会)
<u>第8条 (略)</u>	<u>第9条 (略)</u>
(協議結果の取り扱い)	(協議結果の取り扱い)
<u>第9条 (略)</u>	<u>第10条 (略)</u>
(事務局)	(事務局)
<u>第10条 (略)</u>	<u>第11条 (略)</u>
(経費)	(経費)
<u>第11条 (略)</u>	<u>第12条 (略)</u>
(財務に関する事項)	(財務に関する事項)
<u>第12条 (略)</u>	<u>第13条 (略)</u>
(交通会議が解散した場合の措置)	(交通会議が解散した場合の措置)
<u>第13条 (略)</u>	<u>第14条 (略)</u>
(その他)	(その他)
<u>第14条 (略)</u>	<u>第15条 (略)</u>

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から適用する。

かすみがうら市地域公共交通会議設置要綱(案)

(目的)

第1条 かすみがうら市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び当該計画の実施に関することを行うため設置する。

(事務所の位置)

第2条 交通会議の事務所は、茨城県かすみがうら市大和田562番地かすみがうら市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本市の公共交通政策の策定及びその推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。
- (3) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (5) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (6) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (7) 交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認めること。

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し又は、任命する。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 国及び県の関係行政機関
- (3) 一般旅客自動車運送事業者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 市議会議長
- (7) 市民又は公共交通の利用者の代表者
- (8) 学識経験者

(9)その他の交通会議が必要と認める者

2 交通会議に次の役員をおく

(1)会長 1人

(2)監査員 2人

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監査員)

第6条 監査員は、委員の中から会長が指名し、交通会議の会計監査を行う。

2 会計監査は、会計年度ごとの定期監査及び必要に応じての臨時監査とする。

3 監査員は、会計監査の結果を交通会議において報告しなければならない。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議の会長は市長又はその指名する者とする。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 かすみがうら市都市建設部長を職務代理者とする。

4 交通会議は会長が招集し、会長が議長となる。

5 交通会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 交通会議は公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。

8 交通会議は、やむを得ない事由により交通会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴しまたは賛否を問い、その結果をもって交通会議の議決に変えることができる。

(運賃協議会)

第8条 交通会議は、道路運送法第9条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金について協議するために運賃協議会を置くことができる。

2 運賃協議会の委員は、道路運送法第9条第4項に基づき、次に掲げる者とする。

(1) かすみがうら市

(2) 当該運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局

(4) 住民または利用者の代表

(5) その他会長が必要と認める者

3 運賃協議会の協議をするときは、道路運送法第9条第5項に基づき、あらかじめ公聴会の開催その他住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 第7条の規定は、運賃協議会の運営について準用する。

(幹事会)

第9条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営にあたって必要な事項を処理するため、幹事会をおくことができる。

2 幹事会は、第4条に定める構成員その他交通会議が必要と認めた者を委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聞くことができる。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、かすみがうら市都市建設部都市整備課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をこれに充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長がこれを精算する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月 9日から施行する。

この要綱は、平成21年 5月15日から施行する。

この要綱は、平成21年 7月15日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から適用する。

この要綱は、令和3年 4月 1日から適用する。

この要綱は、令和4年 4月 1日から適用する。

この要綱は、令和5年 4月 1日から適用する。

この要綱は、令和6年 月 日から適用する。

令和5年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について

1 会議

第1回 (書面協議)

日 時 令和5年6月29日(木)

内 容 ・令和6年度かすみがうら市生活交通確保維持改善計画(案)について
・新高校生等向けお試し乗車券に関する運賃変更について

第2回 (書面協議)

日 時 令和5年8月1日(火)

内 容 ・令和4年度かすみがうら市地域公共交通計画の事業評価について
・令和4年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算報告について
・令和4年度かすみがうら市地域公共交通会議事業報告について

第3回 (書面協議)

日 時 令和6年1月25日(木)

内 容 ・令和5年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
・かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部改正について

第4回

日 時 令和6年3月25日(月)

場 所 かすみがうら市役所 千代田庁舎 第1会議室

内 容 ・令和6年度かすみがうら市地域公共交通会議事業計画(案)について
・令和6年度地域公共交通運行計画(案)について
・令和6年度かすみがうら市地域公共交通会議収支予算(案)について
・かすみがうら市タクシー利用料金助成事業実施要綱の一部改正について
・かすみがうら市高齢者運転免許助成事業実施要綱の一部改正について

2 霞ヶ浦広域バス

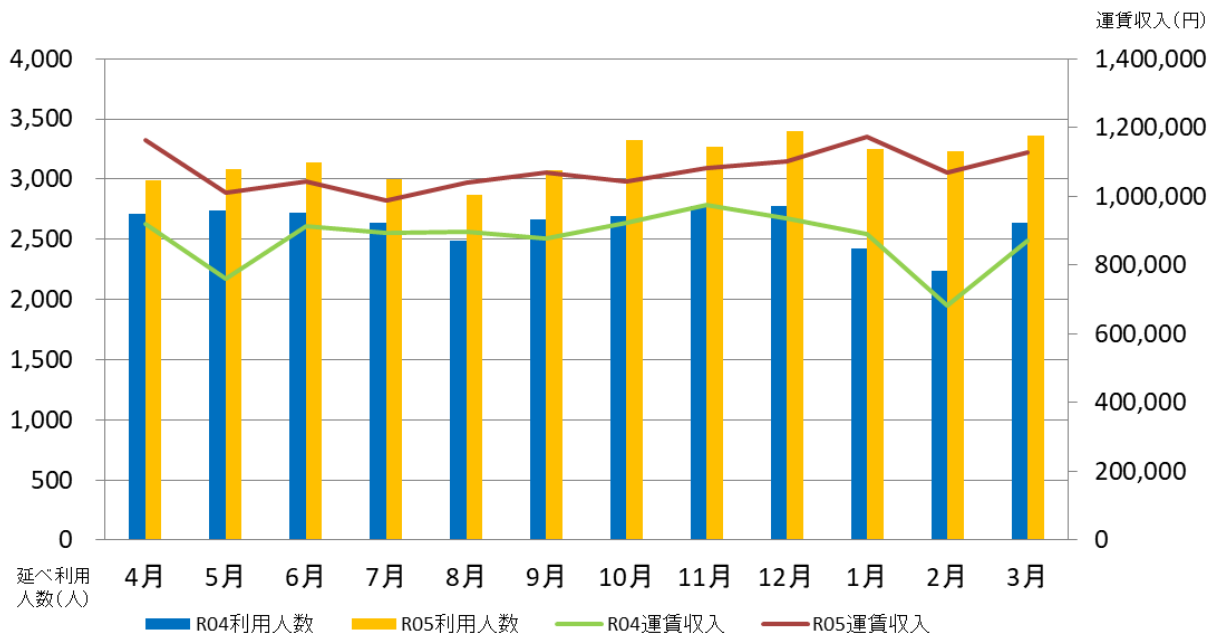
(1) 霞ヶ浦広域バス運行状況（令和5年4月～令和6年3月）

▷ 運行区間 土浦駅から玉造駅（1日5往復）

▷ 利用者数 (): 前年度実績

月	運行日数 (日)	延べ利用者数 (人)	1日平均利用者数 (人/日)	運賃収入 (円)
4月	30 (30)	2,992 (2,709)	99.7 (90.3)	1,163,508 (921,185)
5月	31 (31)	3,084 (2,739)	99.5 (88.4)	1,011,558 (760,127)
6月	30 (30)	3,138 (2,718)	104.6 (90.6)	1,042,764 (914,153)
7月	31 (31)	2,996 (2,636)	96.6 (85.0)	989,274 (893,236)
8月	31 (31)	2,869 (2,484)	92.5 (80.1)	1,038,680 (896,699)
9月	30 (30)	3,076 (2,661)	102.5 (88.7)	1,068,855 (876,183)
10月	31 (31)	3,322 (2,689)	107.2 (86.7)	1,043,340 (922,668)
11月	30 (30)	3,264 (2,780)	108.8 (92.7)	1,080,878 (974,049)
12月	31 (31)	3,398 (2,777)	109.6 (89.6)	1,100,824 (936,302)
1月	31 (31)	3,251 (2,424)	104.9 (78.2)	1,174,150 (892,029)
2月	29 (28)	3,234 (2,236)	111.5 (79.9)	1,069,947 (682,473)
3月	31 (31)	3,362 (2,634)	108.5 (85.0)	1,126,830 (872,449)
計	366 (365)	37,986 (31,487)	103.8 (86.3)	12,910,608 (10,541,553)

▷ 利用者及び運賃収入の推移



(2) 霞ヶ浦広域バスWi-Fi利用状況

▷ 概要

バス利用者の利便性向上を図るため、バス車内において無料Wi-Fiサービスを提供している。

▷ Wi-Fi延べ利用人数

() : 前年度実績

区分	Wi-Fi 延べ利用者数 (人) A	Wi-Fi利用率 (A/延べバス利用者)
4月～3月	1,958 (1,444)	5.2% (4.6%)

▷ Wi-Fi利用者の内訳

▶ 性別

男性 52.5%、女性 47.1%、不明 0.4%

▶ 年代別（上位）

① 10代 (37.3%)

② 20代 (23.5%)

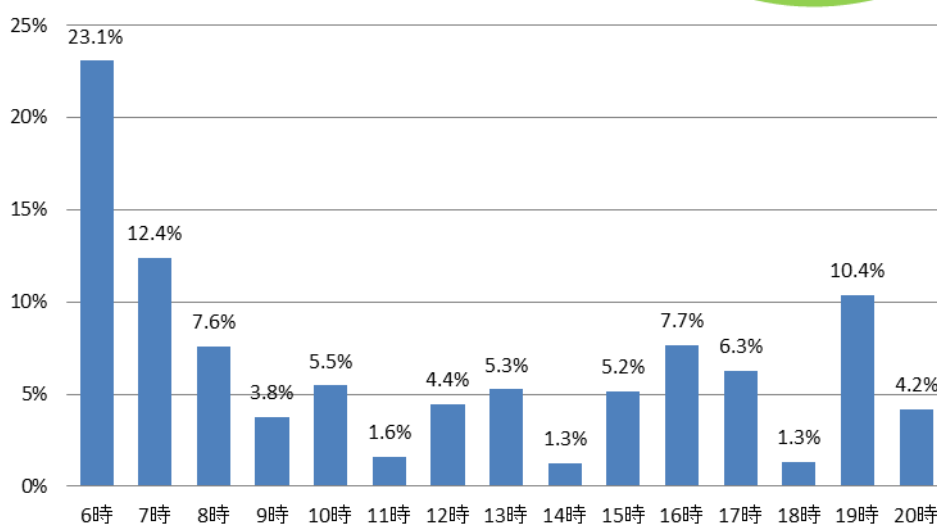
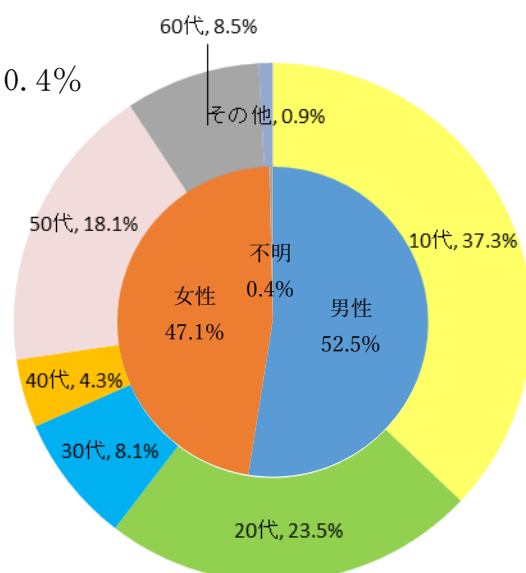
③ 50代 (18.1%)

▶ アクセス時間帯（上位）

① 6時台 (23.1%)

② 7時台 (12.4%)

③ 19時台 (10.4%)



(3) スクールパス (令和5年4月～令和6年3月)

▷ 発売枚数及び販売金額

() : 前年度実績

月	発売枚数 (枚)	販売枚数内訳		発売金額 (円)
		1 か月	3 か月	
4 月	22 (9)	17 (7)	5 (2)	320,000 (130,000)
5 月	16 (12)	15 (8)	1 (4)	180,000 (200,000)
6 月	14 (10)	14 (9)	－ (1)	140,000 (120,000)
7 月	12 (9)	12 (7)	－ (2)	120,000 (130,000)
8 月	16 (8)	10 (6)	6 (2)	280,000 (120,000)
9 月	17 (8)	15 (8)	2 (－)	210,000 (80,000)
10 月	12 (12)	11 (10)	1 (2)	140,000 (160,000)
11 月	18 (11)	16 (10)	2 (1)	220,000 (130,000)
12 月	8 (3)	8 (3)	－ (－)	80,000 (30,000)
1 月	17 (8)	14 (8)	3 (－)	230,000 (80,000)
2 月	12 (12)	10 (9)	2 (3)	160,000 (180,000)
3 月	4 (3)	4 (3)	－ (－)	40,000 (30,000)
合計	168 (105)	146 (88)	22 (17)	2,120,000 (1,390,000)

3 千代田神立ライン

(1) 千代田神立ライン運行状況（令和5年4月～令和6年3月）

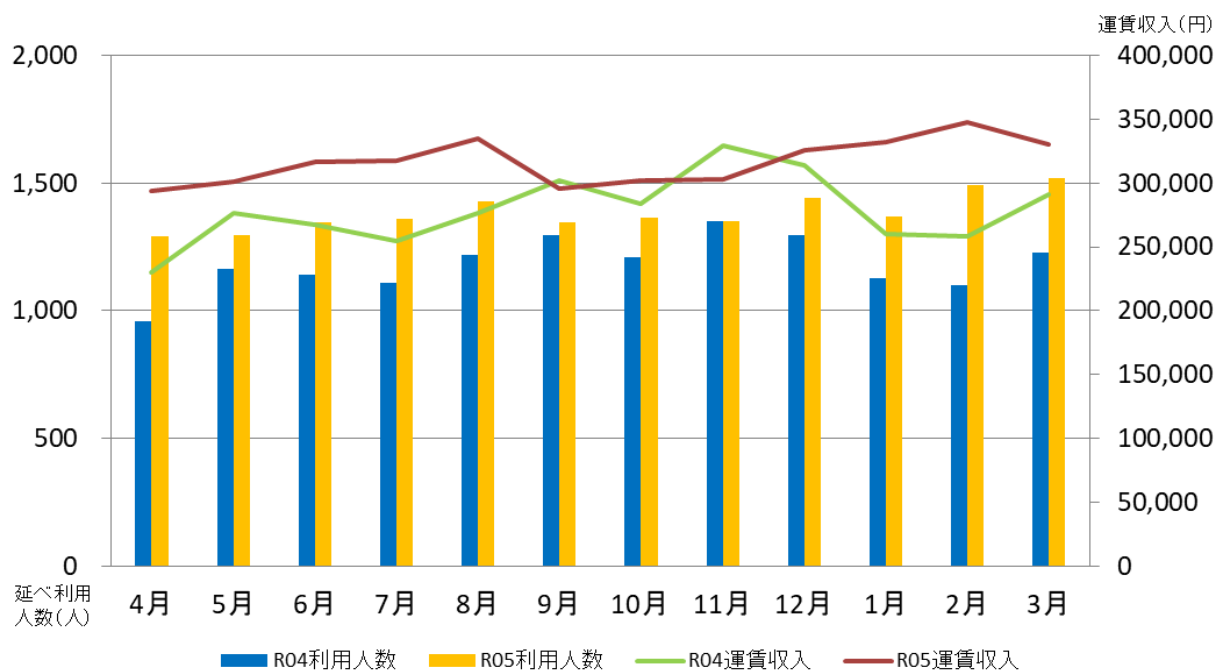
▷ 運行区間 神立駅西口から土浦協同病院（1日16便）

▷ 利用者数 (): 前年度実績

月	運行日数 (日)	延べ利用者数 (人)	1日平均利用者数 (人/日)	運賃収入 (円)
4月	30 (30)	1,290 (957)	43.0 (31.9)	293,657 (230,444)
5月	31 (31)	1,297 (1,163)	41.8 (37.5)	300,996 (276,031)
6月	30 (30)	1,347 (1,143)	44.9 (38.1)	316,243 (267,224)
7月	31 (31)	1,385 (1,108)	44.7 (35.7)	317,082 (254,624)
8月	31 (31)	1,492 (1,217)	48.1 (39.3)	335,223 (276,676)
9月	30 (30)	1,345 (1,298)	44.8 (43.3)	296,019 (302,429)
10月	31 (31)	1,365 (1,209)	44.0 (39.0)	301,691 (283,926)
11月	30 (30)	1,349 (1,350)	45.0 (45.0)	303,313 (329,113)
12月	31 (31)	1,443 (1,295)	46.5 (41.8)	326,046 (313,936)
1月	31 (31)	1,368 (1,128)	44.1 (36.4)	331,902 (259,968)
2月	29 (28)	1,491 (1,102)	51.4 (39.4)	347,902 (258,474)
3月	31 (31)	1,521 (1,227)	49.1 (39.6)	329,912 (290,816)
計	366 (365)	16,693 (14,197)	45.6 (38.9)	3,799,986 (3,343,661)

※令和元年10月から運行開始

▷利用者及び運賃収入の推移



(2) 千代田神立ラインW i - F i 利用状況

▷概要

バス利用者の利便性向上を図るため、バス車内において無料W i - F i サービスを提供している。

▷W i - F i 延べ利用人数

() : 前年度実績

区分	W i - F i 延べ利用者数 (人) A	W i - F i 利用率 (A/延べバス利用者)
4 月～3 月	283 (723)	1.7% (5.1%)

▷W i - F i 利用者の内訳

▶性別

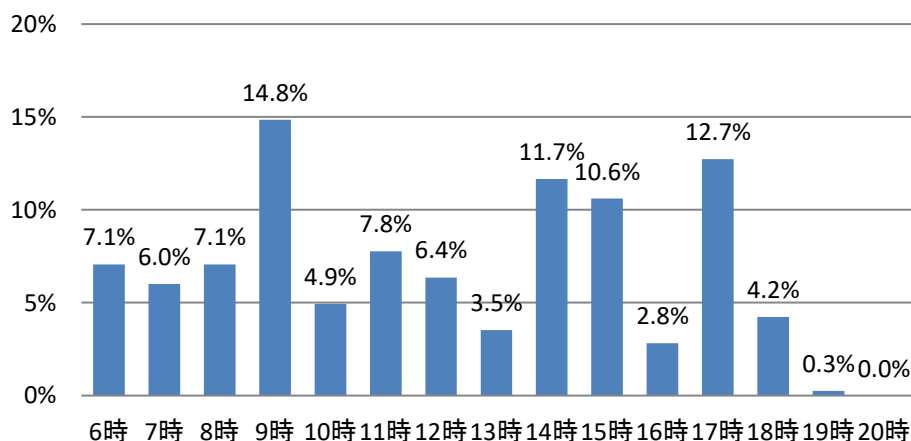
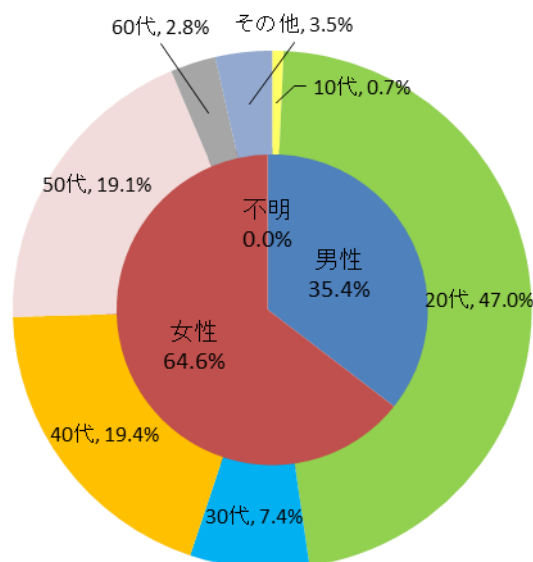
男性 35.4%、女性 64.7%

▶年代別 (上位)

- ① 20 代 (47.0%)
- ② 40 代 (19.4%)
- ③ 50 代 (19.1%)

▶アクセス時間帯 (上位)

- ① 9 時台 (14.8%)
- ② 17 時台 (12.7%)
- ③ 14 時台 (11.7%)



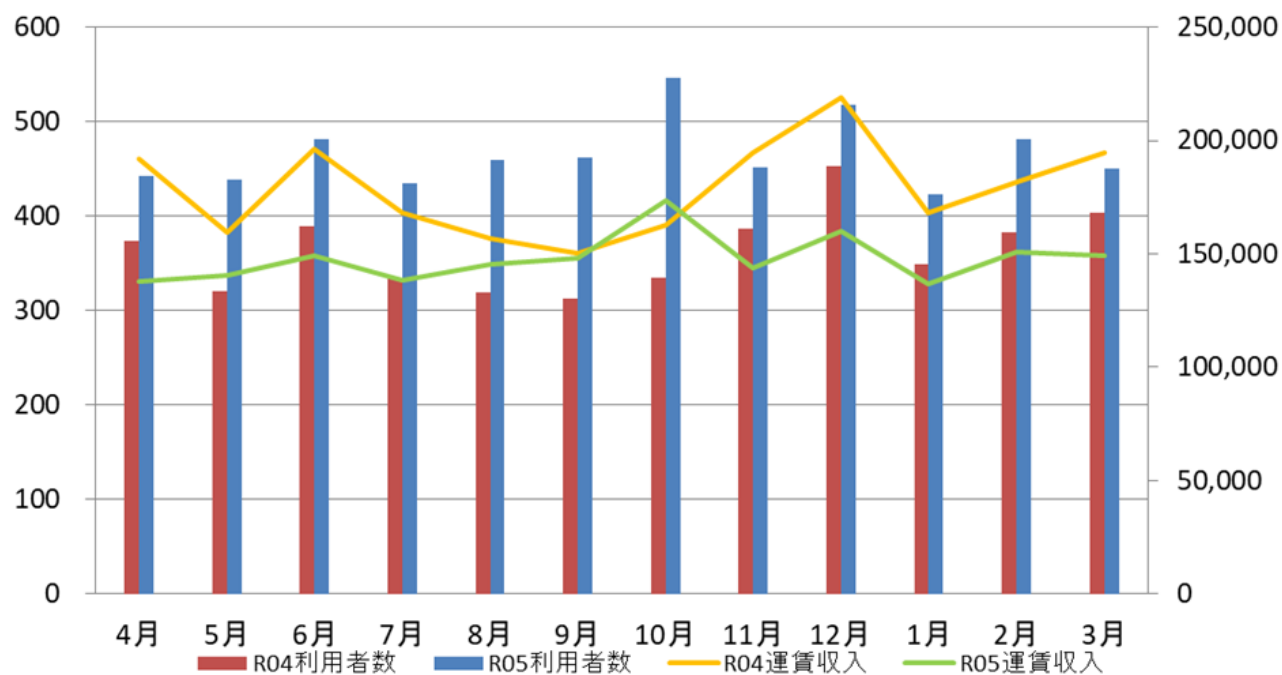
4 デマンド型乗合タクシー運行状況（令和5年4月～令和6年3月）

▷運行事業者：美並タクシー（運行台数2台）、千代田タクシー（運行台数1台）

▷利用者数 ()：前年度実績

月	運行日数 (日)	延べ 利用者数 (人)	1日平均 利用者数 (人/日)	運賃収入 (円)	回数券収入 (円)
4月	20 (20)	443 (373)	22.2 (18.7)	138,000 (192,000)	165,300 (181,700)
5月	20 (19)	439 (320)	22.0 (16.8)	140,400 (159,300)	122,400 (158,400)
6月	22 (22)	481 (389)	21.9 (17.7)	149,400 (196,200)	141,600 (207,300)
7月	20 (20)	435 (334)	21.8 (16.7)	138,600 (168,000)	151,500 (158,700)
8月	20 (21)	459 (319)	23.0 (15.2)	145,500 (156,900)	137,400 (161,400)
9月	20 (20)	462 (312)	23.1 (15.6)	148,200 (150,000)	144,000 (158,700)
10月	21 (20)	546 (335)	26.0 (16.8)	173,400 (162,900)	186,000 (160,800)
11月	20 (20)	452 (387)	22.6 (19.4)	144,000 (194,700)	139,200 (199,800)
12月	20 (20)	518 (453)	25.9 (22.7)	160,200 (219,800)	166,500 (197,700)
1月	19 (19)	423 (349)	22.3 (18.4)	136,800 (168,300)	116,700 (171,600)
2月	19 (19)	481 (383)	25.3 (20.2)	152,100 (181,500)	141,600 (190,500)
3月	20 (22)	450 (404)	22.5 (18.4)	149,400 (194,400)	129,600 (168,000)
計	241 (242)	5,589 (4,358)	23.2 (18.0)	1,776,000 (2,143,200)	1,742,400 (2,114,600)
計 内 訳					
美並 タクシー	241 (242)	3,852 (2,788)	16.0 (11.5)	1,247,700 (1,347,600)	1,228,800 (1,358,600)
千代田 タクシー	241 (242)	1,737 (1,570)	7.2 (6.5)	528,300 (795,600)	501,000 (753,000)

▷利用者及び運賃収入の推移



5 タクシー利用助成事業利用状況（令和5年4月～令和6年3月）

▷助成券交付者数 302 人（霞ヶ浦地区 81 名、千代田地区 221 名）

▷利用枚数 ()：前年度実績

月	助成券 (枚)
4 月	461 (378)
5 月	473 (354)
6 月	433 (416)
7 月	419 (414)
8 月	382 (366)
9 月	312 (351)
10 月	298 (349)
11 月	268 (301)
12 月	325 (361)
1 月	290 (284)
2 月	326 (316)
3 月	431 (341)
計	4,418 (4,231)

▷タクシー事業者内訳 ()：前年度実績

事業者名	美並タクシー	千代田タクシー	神立ハイヤー	その他
助成券利用枚数	498 (497)	627 (1,465)	2,195 (1,381)	1,098 (888)

6 高齢者運転免許自主返納支援事業(令和5年4月～令和6年3月)

▷利用者数及び支援相当額

() : 前年度実績

月	人数(人)	助成相当額(円)
4 月	6 (6)	126,000 (123,000)
5 月	8 (12)	168,000 (246,000)
6 月	5 (7)	105,000 (143,500)
7 月	4 (6)	84,000 (123,000)
8 月	5 (16)	105,000 (328,000)
9 月	5 (9)	105,000 (189,000)
10 月	3 (3)	63,000 (63,000)
11 月	5 (2)	105,000 (42,000)
12 月	5 (4)	105,000 (84,000)
1 月	9 (6)	189,000 (126,000)
2 月	3 (2)	63,000 (42,000)
3 月	2 (7)	42,000 (147,000)
合計	60 (80)	1,260,000 (1,656,500)

① 収入の部

(単位:円)

款	項	目	予算現額(B)	収入済額(A)	比較(B-A)	摘要
1負担金	1負担金	1負担金	53,235,600	53,235,600	0	市からの負担金
2国庫補助金	1国庫補助金	1国庫補助金	0	0	0	
4諸収入	1使用料	1使用料	1,228,200	1,742,400	▲ 514,200	乗合タクシー回数券売上
	2預金利子	1預金利子	200	325	▲ 125	
	3雑入	1雑入	5,100,000	4,907,000	193,000	フィーダー補助金
計			59,564,000	59,885,325	▲ 321,325	

② 支出の部

(単位:円)

款	項	目	節	予算現額(B)	支出済額(A)	比較(B-A)	摘 要
1総務費	1総務管理費	1会議費	報償費	296,000	40,000	256,000	委員謝金
			食糧費	11,000	2,095	8,905	飲料(交通会議)
		2事務費	消耗品費	100,000	88,683	11,317	
			通信運搬費	274,000	271,871	2,129	会議通知、タクシー助成券発送等
			手数料	15,000	14,200	800	振込手数料、回数券払い戻し
2事業費	1事業費	1事業費	人件費	2,180,000	2,101,285	78,715	オペレーター賃金
			旅費	24,000	0	24,000	
			印刷製本費	370,000	285,890	84,110	スクールバスPRチラシ・乗合タクシー回数券印刷等
			役務費	120,000	63,138	56,862	オペレーター電話料
			委託料	28,154,000	25,496,790	2,657,210	乗合タクシー運行事業委託・オンデマンドシステム管理業務委託、公共交通利用ガイド作成委託等
			使用料及び賃借料	159,000	158,400	600	臨時職員管理システム賃借料
			負担金、補助金及び交付金	27,646,000	19,738,844	7,907,156	バス運行事業費補助金、タクシー利用料金助成費事業
			償還金、利子及び割引料	15,000	0	15,000	
			物品購入費	0	0	0	
3予備費	1予備費	1予備費	予備費	200,000	0	200,000	
計				59,564,000	48,261,196	11,302,804	

収入合計

59,885,325

支出合計

48,261,196

差引残額

11,624,129

監査報告書

令和5年度かすみがうら市地域公共交通会議収支決算について、関係帳簿及び証拠書類に基づき、令和6年5月8日及び令和6年5月10日に会計監査を実施したところ、決算書のとおり相違なく適正に処理されていることを認める。

令和6年5月10日

かすみがうら市地域公共交通会議

監査員

茨城県ハイヤー・タクシー協会専務理事

服部 透 

監査員

かすみがうら市区長会長

西尾 晴男 

<地域公共交通計画の評価等結果の様式>

かすみがうら市地域公共交通計画の評価等結果（令和5年4月～6年3月）

目標	目標を達成するための取組	調査方法	達成状況・分析	評価・次年度に向けた課題や取組	備考
①中心市街地へのアクセス向上 千代田神立ラインの利用者数 10,000人/年	広報誌での千代田神立ラインの周知	バス事業者の有する乗降データを用いて計測	16,693人/年（前年比117.6%） 前年度より利用者数が増加している。 令和元年10月に運行を開始し、周知が図れてきたものと考えられる。	・土浦協同病院～神立駅間の利用者が増加している。	
②公共交通の必要性が高い主体の移動性の確保・充実 デマンド型乗合タクシーの延べ乗車人数 8,655人/年	広報誌でのデマンド型乗合タクシーの周知	バス事業者の有する乗降データを用いて計測	5,589人/年（前年128.2%）	・乗車延人数・乗車実人数ともに増加しているため、更なる新規利用者増加を目標に周知に努める。	
③広域連携の維持・推進 霞ヶ浦広域バスの利用者数 36,500人/年 スクールバス販売枚数 20枚/月	沿線の中学三年生へ霞ヶ浦広域バスとスクールバスの周知チラシとノベルティの配布	バス事業者の有する乗降データを用いて計測	37,986人/年（前年比120.6%） 168枚/年（前年比160%） 月平均 14枚 乗車延べ人数については目標を達成した。	・通勤・通学者へ向けての広報周知の強化を行う。合わせてスクールバスの周知も実施	

④多様な交通機関相互の連携強化 既存交通・新技術を活用した実証実験 1事例以上実施 タクシー利用料金助成事業の利用枚数 1,050枚/年	・既存交通・新技術を活用した実証実験の研究 ・タクシー利用料金助成事業と要援護高齢者等福祉タクシー事業の再編 ・利用可能事業者の拡充	バス事業者の有する乗降データを用いて計測	実証実験回数 0回 助成券 4,418枚/年（前年比104.4%） タクシー利用助成券と要援護高齢者等福祉タクシーの再編によって利用枚数が増加している。	・当市地域課題の解決の可能性がある新技術を活用した公共交通の研究を行う。	
⑤公共交通を支える体制づくり 霞ヶ浦広域バス 収支率67% 千代田神立ライン収支率18% デマンド型乗合タクシー 収支率20%	・霞ヶ浦広域バス、千代田神立ライン 周知、広報による利用者増加によって収支率の向上 ・デマンド型乗合タクシー運賃改定による収支率の向上	バス事業者及び市公共交通会議が有するデータを用いて計測	霞ヶ浦広域バス 収支率60.5%（前年比119.6%） 千代田神立ライン 収支率24.3%（前年比115.2%） デマンド型乗合タクシー 収支率6.4%（前年比75.3%）	・前年に引き続き広報周知によるバス利用者数の増加を図る。 ・バス待ち環境の整備等利便性の向上を図る。 ・バス路線の収支率は前年度より改善しているが、デマンドタクシーについては料金値下げ（R4.600円⇒R5.300円）もあってか減少している。	

（記載に当たっての留意事項）

- ・ 本様式中、表題の「（〇年〇月～〇年〇月）」の部分には、評価等の対象となる期間を記入してください。
- ・ 毎年度の評価になじまないような目標や、数年おきの評価を予定している目標については、「備考」の欄にその旨を明記の上、「目標」及び「備考」の欄以外は「－」と記載して下さい。
- ・ 一つの目標と複数の取組が対応している場合や、複数の目標と一つの取組が対応している場合には、適宜欄を修正の上、記載を行ってください。
- ・ 月ごとの利用者数の推移等の詳細データや、地域公共交通計画の評価等に係る協議会における議論の結果（議事録等）等の関連資料がある場合には、併せて添付して下さい。
- ・ 地方公共団体・協議会等において独自に作成している評価等の様式が既にある場合や、地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価を行った報告様式がある場合には、参考資料として添付して下さい。

新高校生等向けお試し乗車券について

○茨城県公共交通活性化会議が実施する以下の事業について報告するもの。

新高校生等に対するリーフレットの配布（令和6年度中学3年生）計画

1 趣旨・目的

中学3年生（受験生）を対象に、公共交通の乗り方や利用のメリットを紹介するリーフレットの配布及び、県バス協会の協力により県内の路線バスが1乗車につき 100円 で利用できる「バスお試し乗車券」の配布を行い、進学先（受験先）を検討する際に通学手段を確認してもらうことで、受験生や保護者の公共交通利用に関する意識の醸成及び利用促進を図る。

2 バスお試し乗車券の内容

（1）対象者：茨城県内の中学校及び義務教育学校に在籍する

令和6年度中学3年生（義務教育学校9年生）の生徒

（2）有効期間：令和6年7月22日（月）～令和6年8月31日（土）※41日間（予定）

（3）使用方法：

- ①リーフレットからバスお試し乗車券を切り離し、見学先の高校、乗降バス停、所属学校を記入
- ②降車の際に、バスお試し乗車券をバス運転手に掲示後、整理券及び現金100円と一緒に運賃箱に投入（乗車券1枚につき片道1乗車の利用が可能）
- ③バスお試し乗車券は、下記バス事業者が運行する路線バス（高速バス及び深夜バス除く）及び事業に協賛いただいたコミュニティバスで、ア～ウに該当する場合のみ利用可
 - ア．茨城県内での乗降
 - イ．茨城県内で乗車し、茨城県外で降車
 - ウ．茨城県外で乗車し、茨城県内で降車

＜対象バス事業者＞

関東鉄道(株)、関鉄パープルバス(株)、関鉄グリーンバス(株)、茨城交通(株)、
大利根交通自動車(株)、朝日自動車(株)、茨城急行自動車(株)、ジェイアールバス関東(株)、
(株)昭和観光自動車、椎名観光バス(株)、(株)池田交通及び一部コミュニティバス運行事業者

3 配布対象…次の227校の中学3年生（義務教育学校9年生）に配布

- （1）公立中学校、義務教育学校・・・216校
- （2）国立大学附属中学校・・・1校
- （3）私立中学校・・・10校

4 配布部数…約26,000部

- （1）生徒及び保護者分…生徒1人につき1部（バスお試し乗車券2枚入り）
- （2）教師分…各学校の学級数ごとに1部
- （3）その他…予備分として学校ごとに5部

5 実施スケジュール案

6月下旬以降、県交通政策課より各学校に配布。

	R6 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
R6 年度 (R6 夏) 実施	★乗合委員会 (県バス協会)		★活性化会議 幹事会	意見募集※ 運賃協議会※	★活性化会議 総会 リーフレット作成	★事業者から運輸局へ届出提出 ★各中学校等へ送付	★各中学校等にて生徒に配布	実施		★実績報告 (バス協会)

※R5.10.1 改正道路運送法により、各市町村の運賃協議会における協議に先立ち、住民や利用者等の意見を募集する必要がある。

→新たに追加する路線（ルート）がある場合、各市町村の交通会議において、意見募集及び運賃協議会を実施。

ただし、R5 年度に参画していた路線やコミバス（ルート）については、その R6 年度までにルートを変更した場合であっても、R5 年度に当該路線全域について届出しているため、R6 年度の協議は不要。

6 実績

○平成 27 年度（平成 28 年春配布）から令和 5 年度（令和 5 年夏配布）までの配布状況

年度 ※1	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4 (R5 春)	R5 (R5 夏)
作成 部数	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	34,000	34,000	33,000	29,000
実施 期間	28 日間	28 日間	26 日間	26 日間	26 日間	49 日間	49 日間	49 日間	42 日間
高校数 ※2	123	123	122	121	120	145	146	147	267
新入生 数※2	26,735	26,235	25,870	25,307	24,742	23,674	23,850	23,972	24,878
利用 枚数	1,353	1,393	1,349	1,893	1,076	2,470	1,981	1,775	882

※1 令和 4 年度までは 3～4 月に実施していたが、令和 5 年度からは 7～8 月に実施。

※2 対象者 令和 3 年度まで：新高校生のみ 令和 4 年度：新高校生及び新中高一貫校入学生
令和 5 年度から：中学 3 年生（義務教育学校等は中学 3 年生相当）